



ゴールデンウィークのごみ回収について

ゴールデンウィーク期間中のごみ回収については、次の日程で実施しますのでご注意ください。引き続きごみの減量化、リサイクルのため、分別の徹底にご協力ください。



	4月29日 (火) 昭和の日	4月30日 (水)	5月1日 (木)	5月2日 (金)	5月3日 (土) 憲法記念日	5月4日 (日) みどりの日	5月5日 (月) こどもの日	5月6日 (火) 振替休日
もえるごみ	通常どおり		通常どおり	通常どおり				通常どおり
もえないごみ		通常どおり			通常どおり			
危険ごみ		通常どおり			通常どおり		休 み	
粗大ごみ		通常どおり			通常どおり			
資源ごみ	休 み	通常どおり	通常どおり	通常どおり				休 み

お問い合わせ 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

沖縄県後期高齢者医療広域連合よりお知らせです。

1. 平成26・27年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度は、年々増加する医療費の動向を踏まえて2年ごとに保険料の見直しを行う制度となっており、被保険者である高齢者一人ひとりに、保険料のご負担をお願いしています。

平成26・27年度の保険料率は、据え置きとすることが決定されました。

また保険料の賦課限度額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正により、57万円に改められました。

高齢者のみなさまにはご負担をお願いしますが、安心して医療が受けられるよう、今後にわたって安定的に持続可能な財政運営とするため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成26・27年度保険料率

所得割率	均等割額
8.80%	48,440円

(平成20年度より据え置き)

保険料賦課限度額

平成26年度(改正後)	平成25年度(改正前)	前年度比
57万円	55万円	+2万円

※上記の金額については、平成26年2月14日開催の「平成26年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において可決されました。(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

2. 平成26年度より長寿健診の検査項目に①腹囲測定と②心電図検査が追加されます

健診内容

基本的な健診の項目	診察	問診、身長、体重、血圧、身体診察 BMI(肥満指数)、 腹囲 ①追加
	脂質	中性脂肪、LDL-コレステロール HDL-コレステロール
	肝機能	GOT、GPT、γ-GTP
	代謝系	空腹時血糖、尿糖、ヘモグロビンA1c
	腎機能	尿蛋白
追加健診の項目		尿潜血、尿酸、血清クレアチニン
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)	貧血検査	赤血球数、色素量、ヘマトクリット値
	心電図検査 ②追加	

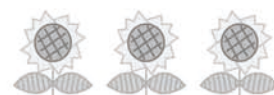
※②心電図検査は医師の診断により検査が必要な場合のみです!

保険料に関するお問い合わせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合 管理課 963-8012

長寿健診に関するお問い合わせ

沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 963-8013



介護保険に関するお知らせ



介護保険料とは?

介護保険とは、介護を必要とする方が安心して生活できるよう、社会全体で支える制度です。その介護保険制度の財源として、40歳以上の方が納める保険料が、介護保険料です。(任意保険ではありません)

- ① 40歳から64歳までは第2号被保険者として、加入している医療保険料と合わせて納付します。
- ② 65歳以上になりますと第1号被保険者として、所得に応じて保険料(所得段階別の金額)が決定します。

65歳以上の方へ、「介護保険料の納付方法」のお知らせ

介護保険料の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」の2種類あり、年金受給額によって決定します。福祉部介護支援課からの通知に記載されている方法での納付になります。ご了承ください。(納付方法を選択することはできません)

【1 普通徴収】金融機関窓口での納付書払(もしくは口座振替)で納めます。

- (1) 対象: ① 年間の年金額が18万円未満の方
② 年度途中で65歳になった方・年度途中で西原町に転入した方
- (2) 納期: 年8回(7月~2月)

普通徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	※	-	-	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※

※2~3月に②の対象になった方は、3~4月に納付します。

【2 特別徴収】年金天引で納めます。

- (1) 対象: ① 年間の年金額が18万円以上の方
- (2) 納期: 年6回(年金支給月) ※特別徴収に切り替わるのは、4月と10月の年2回です。

特別徴収	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1期	-	2期	-	3期	-	4期	-	5期	-	6期	-

普通徴収の方へ

- ① 普通徴収で納付する方の介護保険料に関しては、前年の所得確定後の7月に納入通知書を送付します。
- ② 送付された納入通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていない方は、今年度は特別徴収への切り替えはありません。

特別徴収の方へ

- ① 特別徴収で納付する方の介護保険料は「4月、6月、8月(仮徴収期)」と「10月、12月、2月(本徴収期)」に区別され、前年の所得確定前の4月、6月の介護保険料については今年2月の保険料額と同額になります。
- ② 前年の所得に基づいて保険料額が確定した後の8月以降の介護保険料については、年間保険料からすでに仮徴収として納付済みの4月、6月分の金額を差し引いた残りの金額を振り分けて納付します。

「納付方法変更」のお知らせ

年度途中で65歳になった方、年度途中で西原町に転入した方は、当初は普通徴収となります。その後おおむね6か月から1年で、普通徴収から特別徴収に切り替わります。

特別徴収の方で年度途中で保険料額が増額になった場合、増額分は普通徴収での納付になります。以下の場合、一時的に普通徴収に切り替わります。

- (1) 年度途中で保険料額が減額になった場合や、年金支給額が変更になった場合
- (2) 年金の現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認が取れない場合
- (3) 年金受給権を担保にした場合
- (4) 年金をもらっていない場合

お問い合わせ 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談
完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜23番地2
代表司法書士 喜屋武 力
TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00

